

# 介護老人保健施設及び介護医療院開設許可事項の変更等に伴う手続きについて

令和7年2月1日 広島県医療介護基盤課

## 1 介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可に係る事項

項 目	内 容	根拠規定 ※法：介護保険法	申請書等様式及び提出期日等
I 管理者を変更するとき	<p>管理者承認申請が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程に管理者氏名等が記載されている場合は、規程変更の届出も必要になります。</li> <li>・承認を受けた管理者の氏名、住所が変更した場合は管理者承認申請ではなく変更届が必要です。</li> </ul> </div>	<p>法第95条 法第109条</p>	<p><b>【様式】</b> 介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書(別紙様式第一号(十))</p> <p><b>【提出期日】</b> ・変更予定日の2週間前 ※ 付表等、必要書類を添付すること。</p>
II 開設許可事項を変更する(した)とき	<p>1 次に該当する場合は、開設許可事項の変更申請が必要です。 (別紙参照)</p> <p>(1) 敷地の面積及び平面図 (2) 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要 ※ 平面図については、各室の用途を明示するものとする。 (3) 運営規程(入所定員の増加の場合) ※ 市町の介護計画との調整を図る見地から、事前に市町に相談する。 (4) 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画 (5) 協力医療機関の変更 ※変更許可が必要な例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A病院からB病院に変更する場合</li> <li>・A病院を協力医療機関に追加する場合</li> <li>・B病院を協力医療機関から外す場合</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の「構造設備の変更を伴うもの」については、変更許可手数料(33,000円)が必要となります。</li> <li>・療養室、診察室等の施設の用途変更や改修工事を行う場合は、施設・設備基準の確認や財産処分に係る手続きが必要となる場合があるので、計画段階で早めに県と協議してください。</li> <li>・協力歯科医療機関については変更許可の必要がありません。</li> </ul> </div>	<p>法第94条 第2項 法第107条 第2項</p>	<p><b>【様式】</b> 介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書(別紙様式第一号(九))</p> <p><b>【提出期日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>変更予定日の2週間前</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 敷地の面積及び平面図</li> <li>(2) 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要</li> <li>(3) 運営規程(入所定員の増加の場合)</li> <li>(4) 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画</li> </ul> </li> <li>・ <b>変更予定日まで</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 協力医療機関の変更</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 付表等、必要書類を添付すること。</p>



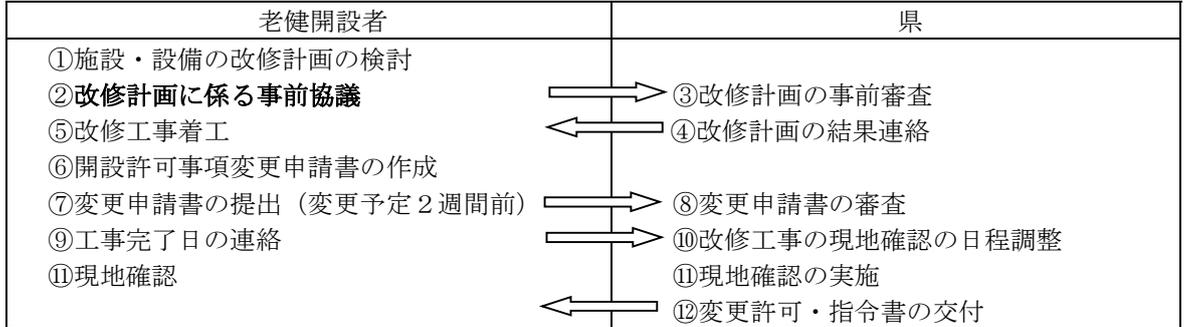
(別紙)

## 開設許可事項の変更申請

### 1 施設の構造設備の変更に係る手続き

施設の構造設備を変更しようとする場合は、必ず、事前に県と協議すること。

#### ●変更許可申請の手続きフロー



### 2 変更許可申請に係る手数料の徴収

このことについては、広島県手数料条例(平成12年条例第5号)第2条に規定する別表第2欄に掲げる「施設の構造設備の変更を伴うもの」に限定されている。

このため、「施設の構造設備の変更を伴うもの」については、「現に施設として、設置許可を受けている施設の形状を変更する工事」とし、次に該当する変更について徴収する。

- (1) 施設の建物の増改築工事
- (2) 施設の設備の設置等工事
- (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第3条第1項に規定する施設のうち、同条第2項において面積基準を有する施設、または介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第5条第1項に規定する施設のうち、同条第2項において面積基準を有する施設の改修工事(例:療養室、食堂、機能訓練室、共同生活室、廊下幅等)
- (4) その他、現地確認が必要と認められる工事

《参考》 改築:施設を取り壊して新たに整備するもの  
改修:本体の躯体工事に及ばない屋内改修で工事を伴うもの

## 施設の構造設備の変更に伴う財産処分

国、県及び診療報酬支払基金等から補助を受けて、施設を整備している場合は、財産処分の手続きを行なうこと。

#### ●財産処分の手続きフロー

